

平成 24 年 11 月

医師年金 加入者・受給者 各位

日 本 医 師 会

特定保険業認可取得に伴う医師年金制度の改定について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

医師年金につきまして、日頃よりご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月送付の「決算のご報告」に同封した「特定保険業の認可申請について」でご案内のとおり、厚生労働省との折衝を経て、医師年金はこの程認可を取得し、平成 25 年 4 月から、認可特定保険業として制度をスタートする予定となりましたので、ご報告申し上げます。これによって医師年金は、従前の根拠法のない共済事業から、保険業法に基づき主務官庁の正式な認可を得た年金制度となり、加入者・受給者にとって、より安定した制度として生まれ変わります。

今般の認可取得に当たっては、別添資料の「医師年金規程の主な改定内容」および「Q & A」の通り、年金規程を一部改定いたしました。また、認可申請時に厚生労働省に提出した年金財政に関する改善計画の概要を添付いたしますので、合わせてご覧ください。

今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<資料一覧>

認可特定保険業 医師年金規程の主な改定内容

認可特定保険業 日本医師会年金制度改定に関する Q & A

「認可特定保険業者等に関する命令」第 11 条に係る改善計画について

本件に関するお問い合わせ先

日本医師会 年金・税制課

Tel : 03-3946-2121 (代表) : 03-3942-6487 (直通)
(平日 9 : 30 ~ 17 : 00)